

制限付き一般競争入札参加資格審査委員会設置要綱

平成 15 年 7 月 31 日

15 葛総契第 77 号部長決裁

改正 平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 335 号

(委員会 の 設置)

第 1 条 制限付き一般競争入札は、入札参加条件を満たした事業者からの申請は原則として受付ける制度であるが、条件項目の資格適用に疑義がある場合は、制限付き一般競争入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、入札参加資格の有無について厳正な審査を行うものである。

(委員会 構成)

第 2 条 委員会は委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は総務部長がつとめるものとする。

3 委員は当該業務を所管する部局及び関係部局の部課長から委員長が指名する。

(所掌 事務)

第 3 条 委員会は次の事務を所掌する。

(1) 入札案件及び入札参加条件項目の確認

(2) 参加申請事業者が有する資格内容の調査

(3) 入札参加資格の審査・判定

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は総務部契約管財課がつとめるものとする。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、参加資格審査に必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則 (平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 335 号)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。